入札心得

（目的）

第１条　福島県が発注する国道２８９号・（仮称）平石山トンネル工事（工事名：道路橋りょう整備（交付）工事（トンネル））の請負契約に係る競争入札による入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、法令、入札公告、入札説明書並びに契約の方法及び入札の条件に定めるもののほか、この心得の定めるところにより入札しなければならない。

（入札保証金等）

第２条　入札保証金の納付等については、入札説明書９(1)に定めるところによる。

（入札等）

第３条　入札参加者は、入札公告、入札説明書、福島県工事請負契約約款、金額抜き設計図書、仕様書、契約の方法及び入札の条件及び現場等を熟知し、また暴力団排除に関する誓約事項（別添）を承諾の上入札しなければならない。

２ 入札書の提出方法については、入札説明書７に定めるところによる。

３ 入札参加者は、入札書、入札書に記載された入札金額に対応した見積内訳書及び見積内訳総括表（以下「入札書等」という。）を提出しなければならない。

４ 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、入札執行者の確認を受けなければならない。

５ 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

６ 入札参加者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るため連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 前各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

７ 開札場所には、一般競争入札出席届により届け出た以外の者は入場できない。

８ 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札会場に入場することができない。

９ 入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札書を一旦提出した後は開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（公正な入札の確保）

第４条　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年

法律第 54 号）その他法令の規定に抵触する行為を行ってはならない。
2　入札参加者は、入札に当たり、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
3　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の取りやめ等）
第５条　入札参加者が不穏の行動をなす等の場合において、入札を適正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し若しくは取りやめることがある。

（入札書の無効等）
第６条　次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。
(1)　一般競争入札参加資格のない者が入札した入札書
(2)　鉛筆書きによる入札書
(3)　金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札書
(4)　あて先、商号又は名称、押印のいずれかがない入札書（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札書も含む。なお、外国人又は外国法人にあっては、代表者又は代理人本人の署名をもって代えることができる。）
(5)　日付がない又は公告日から開札日までの期間内の日付となっていない入札書
(6)　工事名、工事番号、工事箇所のいずれかが記載されていない入札書
(7)　工事名、工事番号、工事箇所のいずれかが入札公告の内容と一致しない入札書（軽微な誤字、脱字等であって意思表示が明確であるものを除く。）
(8)　見積内訳総括表を提出しない者が入札した入札書
(9)　見積内訳書を提出しない者が入札した入札書
(10)　見積内訳書の工事価格、見積内訳総括表の工事価格及び入札金額が一致しない入札書
(11)　金額の記入漏れ、計算誤りなど、見積内訳総括表が入札金額の根拠資料として不適切な場合の入札書
(12)　工事施工上不可欠な要素の積算漏れ、根拠の不明な値引きの記載、積算の内訳となる数量・単価が記載されていないなど、見積内訳書が入札金額の根拠資料として不適切な場合の入札書
(13)　技術提案書に記名がない場合の入札書
(14)　技術提案書が指定期日までに到着しなかった場合の入札書
(15)　技術提案（技術提案書作成要領様式３）が採用されない場合の入札書
(16)　所定の期限までに所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者が提出した入札書
(17)　所定の期日までに所定の場所に郵便（一般書留または簡易書留のいずれかの方法による）が到着しない場合の入札書
(18)　委任状を持参しない代理人が提出した入札書
(19)　再度入札において、入札に参加する者本人（共同企業体における代表者）が出席

できないときにおける、委任状が提出されない場合の入札書、又は、不備な場合の入札書

(20) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理人をした者が提出した入札書

(21) 同一人が同一事項に対して２通以上の入札をした場合において、その前後を判別することができない入札書又は後発の入札書

(22) 福島県入札制度等監視委員会において談合の事実が確認された又は談合の疑いが払拭できないとされた場合の入札書

(23) その他、入札公告、入札説明書、入札心得、契約の方法及び入札の条件等において示した条項に違反して入札した入札書

２　低入札価格調査制度が適用されている場合において、低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者の入札書

（落札者の決定）

第７条　有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の申込みに係る価格によっては、施行令第 167 条の 10 の 2 第 2 項の規定に基づきその者以外の者を落札者とする場合がある。この場合、契約内容に適合した履行に関する調査（以下「低入札価格調査」という。）を実施し判断するものとする。

２ 落札者となるべき同価の入札をしたものが２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かないものがあるときはこれに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（再度入札）

第８条　開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合の入札には、第６条に規定する無効（ただし、第６条第１項第２号から第６号に該当する場合を除く。）の入札をした者は参加することができないものとする。

（契約保証金）

第９条　契約保証金の納付等については、別に定めるところによる。

（契約書等の提出）

第 10 条　契約書を作成する場合においては、落札者は、知事又は当該契約事務について委任を受けた本庁の課長（以下「契約権者」という。）が指示する契約書案に住所・氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えて落札決定の日から起算して 10 日以内に、これを契約権者に提出しなければならない。ただし、契約権者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

２ 落札者が、前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

（質問及び疑義の申立て）

第 11 条　入札参加者は、この心得に疑義がある場合は、その疑義について入札前において質問することができる。

２　入札参加者は、入札書等の提出後、第３条第１項に規定する事項及びこの心得についての不明を理由として、疑義を申し立てることはできない。

別添

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

記

1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

4 役員等が､暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

見積内訳書を作成する際の留意点について

見積内訳書は、入札参加者が適切に積算しているかどうかを判断する上で大変重要な書類ですので、その作成にあたっては以下の点に十分留意願います。

① 見積内訳書は、基本的には「金抜き設計書」の**「本工事費内訳表」、「工種明細表」又はこれに相当するものに従って、工種ごとに「数量×単価＝金額」**で表示します。
建築工事など多様な工種で構成される工事の場合、各工種（工事数量が確認できる範囲）の記載が「工種明細表」以降に表示される場合がありますので注意してください。（見積内訳書記載例２参照）

② また、本工事費内訳表の範囲内で**種別レベル※までの工事数量が確認できる場合は、種別レベルまでの記載でもよいものとします。なお、この場合であっても種別毎に「数量×単価＝金額」**で表示してください。（見積内訳書記載例１参照）

※「土木設計マニュアル〔設計積算編〕」（土木部技術管理課），第４章－１１参照
（http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/158249.pdf）

③ 見積内訳書は、値引きの表示は認めておりません。下記の例のように、**金額を引き下げた部分は引き下げをした後の金額（単価）で見積金額を記載してください。**

（例１）「金額」の端数を値引いた計算は行わない。

	数量	単価	金額
（誤）○○○工	130 ㎡	× 2,508 円	＝325,000 円（計算が合わないため誤計算）
（正）○○○工	130 ㎡	× 2,500 円	＝325,000 円

130 ㎡×2,508 円＝326,040 円となるので、326,040 円と記入するか、又は325,000 円と見積りたい場合は、誤計算とならないよう単価を 2,500 円として記入する。

④ **工事価格の端数処理については、一万円未満切捨ての場合のみ認めており、一万円以上の端数処理が確認される場合は無効となりますのでご注意願います。**
なお、見積内訳書と見積内訳総括表の積算に齟齬がないこと、見積内訳書の積算価格と入札書に記載する入札金額が一致していることも併せて確認してください。

（例２）合計欄等で、一万円以上の端数処理は、不適切な値引きとして無効とする。

（無効）	工事原価	32,403,290 円	
	一般管理費	3,266,710 円	
	工事価格	35,670,000 円	
	工事価格（端数処理）	35,650,000 円	（引下げ項目が不明な値引き）

⑤ **見積内訳書は１式表示とせず、金抜き設計書と対比可能な「数量×単価」の内訳まで記載してください。（数量×単価の不明な１式表示があった場合は入札書が無効とされる場合があります。）**

（例３）見積内訳書は、「数量×単価」とし、１式表示にしない。

（誤）

	数量	単価	金額
○○○工	１式		1,000,000 円
△△△工	１式		1,500,000 円
□□□工	１式		2,000,000 円

（正）

	数量	単価	金額
○○○工			1,000,000 円
内訳	100m	2,500 円	250,000 円
	100m	7,500 円	750,000 円
△△△工			1,500,000 円
内訳	50 ㎡	10,000 円	500,000 円
	50 ㎡	20,000 円	1,000,000 円
□□□工			2,000,000 円
内訳	200 ㎡	8,000 円	1,600,000 円
	１式		400,000 円
内訳	◇◇工 300m	1,000 円	300,000 円
	■■工 500m	200 円	100,000 円

⑥ 共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の諸経費については、１式表示を認めます。

⑦ 工事施工に際して**必要な項目の漏れがあった場合は、入札書が無効とされる場合がありますので**、提出する前に十分チェックしてください。